

第百六十七号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

第一条 東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第七項中「第十五条の二第八項」の下に「（法附則第五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百八条第一項中「、法第三百四十九条の三の四」を「若しくは法第三百四十九条の三の四」に改め、「第十五条の三まで」の下に「、法附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を加える。

第一百三十条中「、法第三百四十九条の三の四」を「若しくは法第三百四十九条の三の四」に改め、「第十五条の三まで」の下に「、法附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を、「算定した額」の下に「を当該年度の納期の数で除して得た額」を、「額を」の下に「それぞれの納期において」を加える。

第一百八十八条の二十六第一項中「第十五条の三まで」の下に「若しくは法附則第六十一条」を加える。

第二百七条中「又は」を「若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は法附則第十五条から第十五条の三まで、法附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を加える。

第二百十一条中「、法第三百四十九条の三の四」を「若しくは法第三百四十九条の三の四」に改め、「第十五条の三まで」の下に「、法附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を加え、「法第七百四十条」を「第二百七条」に改める。
附則第十四条に次の一号を加える。

十二 法附則第六十二条 零

附則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第二十五条 法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を地方税法施行令附則第三十八条で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき地方税法施行規則附則第二十八条第一項で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第四十八条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十八条の二第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>一年六月以内、同項第二号</p>	<p>当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号</p>
<p>から六月以内</p>	<p>から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで</p>

第二条 東京都税条例の一部を次のように改正する。

第一百八条第一項及び第三百十条中「附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を「附則第六十三条若しくは法附則第六十四条」に改める。

第一百八十八条の二十六第一項中「附則第六十一条」を「附則第六十三条」に改める。

第二百七条及び第二百十一条中「附則第六十一条若しくは法附則第六十二条」を「附則第六十三条若しくは法附則第六十四条」に改める。

附則第四条の三の次に次の一条を加える。

(法附則第六十条第一項に規定する条例で定めるもの)

第四条の四 法附則第六十条第一項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

附則第十四条第十二号中「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年一月一日から施行する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。